

令和3年度和歌山市 中小企業サポート補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により
市内中小企業者等が実施する、感染拡大
防止対策の取組や事業の拡充・転換に対し、
補助金を交付します。

最大
20
万円

補助率
1/2
1,000円未満
切捨

補助対象事業

令和3年9月23日以降に着手し、令和4年1月31日までに完了する事業であって、消費税等を除いた支出額が5万円以上の次の事業

□ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために実施する事業

- (例)・施設の抗ウイルス化委託
・施設の感染症対策を徹底していることのPR
・換気設備の増設
・ウイルス対策機能付き空気清浄機の購入・設置
・アクリルパーテーションの購入・設置

□ 事業又はサービスを拡充するために実施する事業 又は 新たな産業分野へ転換するために実施する事業

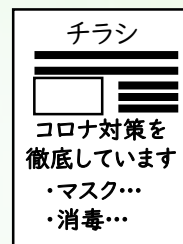
- (例)・店頭販売に加え、新たに通信販売を開始
・美容室が訪問美容サービスを新たに開始
・セミナーや研修等をオンライン方式で開催
・タクシー事業者が食品等の宅配サービスを新たに開始



陽性者が確認された
施設の消毒委託



非接触自動検温器の導入



施設の感染症対策を
徹底していることのPR

※ 公序良俗に反する事業等、補助対象とならない事業があります。

申請期限

申請期限は、令和4年2月15日(火)です。
ただし、予算の上限に達し次第、受付を終了しますので、お早めにご申請ください。

※ 申請期限は令和4年2月15日(火)ですが、物品の購入・設置・支払等が令和4年1月31日(月)までに完了している必要があります。

令和3年12月
和歌山市 商工振興課

補助対象者(下記をすべて満たすこと)

1. 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、同条第5項に規定する小規模企業者(右表参考)その他これらと同等と認められる者であること
2. 法人にあっては市内に主たる事務所又は事業所を有し、個人にあっては市内に住所及び主たる事務所を有すること
3. 本市が徴収する市税を滞納していないこと
4. 令和3年度に和歌山市中小企業サポート補助金の交付を受けていないこと
5. 暴力団等とのかかわりが無いこと

業種	中小企業者(以下のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金 出資額	常時使用する従業員	常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下

補助対象経費

施設整備費

ウイルス対策機能付きエアコンの設置工事費、換気扇の新設・増設工事費、網戸や間仕切りの設置工事費、トイレ内等の人感センサー付き照明器具の設置工事費等

備品購入費(汎用性があり目的外使用になり得るものを除く)

ウイルス対策機能付き空気清浄機、加湿器、CO₂濃度センサー、アクリルパーテーション、自動消毒液噴霧器(ノータッチディスペンサー)、サーモグラフィカメラ、非接触の検温器、非接触型決済システム専用端末(スマートフォン、タブレット端末等は除く。)の購入費等

広告宣伝費

店舗の感染症対策が徹底されていることのPR費、テイクアウト・デリバリーサービスやオンライン化サービスを新たに開始したことのPR費等

委託費

施設の抗ウイルス化の外注費、施設で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した際の消毒外注費等

使用料及び賃借料(目的外使用になり得るものを除く)

インターネットショップ開設に伴う、出店登録料・月々の出店料等

通信運搬費(目的外使用になり得るものを除く)

テレワークに伴うオンライン会議等の通信費等

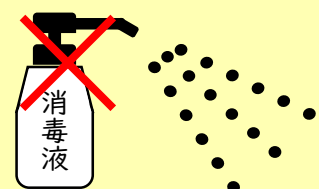
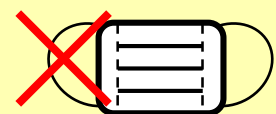
報償費

オンライン化や事業の拡充・転換に伴う指導・助言をする専門家への謝礼等

※ 補助対象となる経費が、消費税・地方消費税を除いて合計5万円以上であることが必要です。

補助対象とならない経費の例

1. マスク、消毒液、自作パーテーションの部品代等の消耗品費
2. 汎用性があり目的外使用になり得るもの(事務用のパソコン・プリンター・タブレット端末・スマートフォン・カメラ等)の購入費
3. 商品や材料を仕入れて売る場合の原材料費
4. 自動車やバイク等の車両購入費
5. リース代、中古品の購入費、人件費や家賃
6. 租税公課、物品購入時の送料、振込手数料、保険料、保証料
7. 購入時に取得できるポイントカード等によるポイントにより支払ったポイント
8. 預け金等後日返還されるもの
9. 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費 等



1. 中小企業者、小規模企業者と同等と認められる者とはどのような者ですか。

特定非営利活動法人や一般社団法人等であっても、事業収入(売上)を得ており、資本金(相当)額や従業員数の要件を満たせば、「同等と認められる者」として補助対象となります。

2. 国や和歌山県等の補助金の交付を受けた場合は、対象となりますか。

国、和歌山県、和歌山市の補助金の交付を受けた場合や受ける見込みの場合でも、この補助金は申請できます。国、県の補助金の交付を受けた場合は、補助対象経費からその補助額を除いた額の2分の1が補助金額(1,000円未満切捨)となります。

また、市の補助金の交付を受けた場合は、その同一経費に対しては、補助対象とはなりません。

3. 和歌山市内で複数の店舗(事務所)を経営しています。補助上限額はどのようになりますか。

補助金の交付は事業者単位となりますので、複数の店舗(事務所)を経営している場合であっても、補助上限額は20万円となります。また、補助金の申請は一事業者につき一回限りです。

4. どのような事業が拡充・転換に該当しますか。

日本標準産業分類において主たる事業(中分類・小分類・細分類)が追加・変更される場合や、主たる事業(中分類・小分類・細分類)を変更していない場合であって次の①~④を全て満たす場合が該当します。

- ①過去に製造・サービス提供をした実績がないこと
- ②製造等に用いる主要な設備を変更すること
- ③定量的に性能又は効能が異なること
- ④既存製品等と新製品等の代替性が低いこと

※ 日本標準産業分類については、下記ページをご覧ください。

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

5. パソコンやエアコンは対象になりますか。

パソコンやタブレット等は汎用性があり目的外使用になり得るため、対象とはなりません。

エアコンについては、事業所や店舗に設置するものであってウイルス対策機能が搭載されている製品であれば、設置工事費を含めて補助対象となります。(エアコンの仕様がわかる書類が必要です。)

6. 空気清浄機はどのような製品が補助対象となりますか。

HEPAフィルターやTAFUフィルターが搭載されている等、ウイルス対策機能のある製品が補助対象となります。(空気清浄機の仕様がわかる書類が必要です。)

7. 経費の支払いは現金払いでなくても対象となりますか。

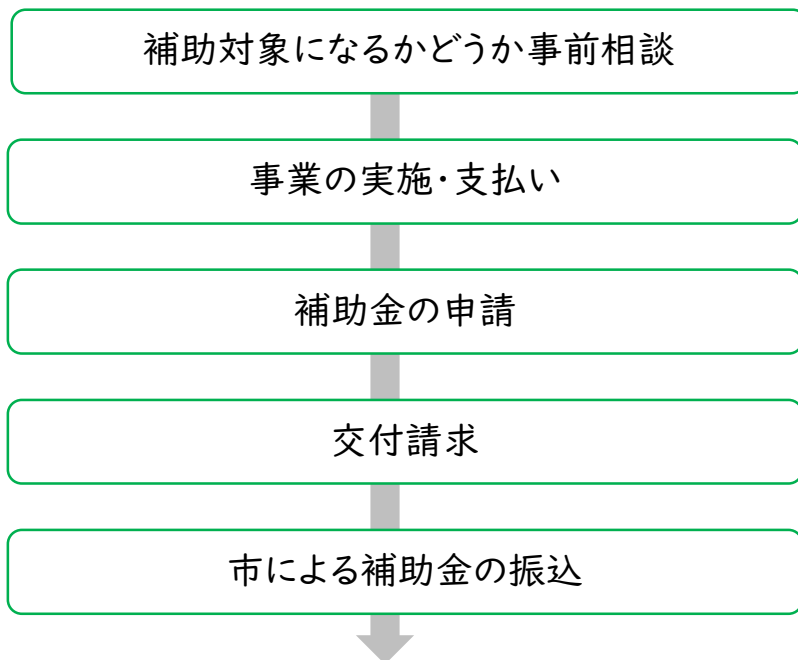
口座振込やクレジットカード払いでも、申請者が支払ったことや支払った商品名等が請求書や納品書等で確認できれば、対象となります。

なお、クレジットカード払いの場合は、口座からの引き落としが令和4年1月31日までに完了していることが必要です。

申請の手続き

申請の流れ

事業完了後の申請となりますが、補助対象になるかどうか事前に相談をお願いいたします。
事業着手前に申請していただく必要はありません。



申請期限

申請期限は、令和4年2月15日（火）です。
ただし、予算の上限に達し次第、受付を終了しますので、お早めにご申請ください。

※ 申請期限は令和4年2月15日（火）ですが、物品の購入・設置・支払等が令和4年1月31日（月）までに完了している必要があります。

申請書

和歌山市のホームページに掲載していますので、ダウンロード・印刷してください。
また、和歌山市役所10階の商工振興課にも置いています。

申請方法

補助対象になるかどうかを確認するため、申請前にお電話での事前相談をお願いしています。
申請書の提出につきましては、感染拡大防止のため、可能な限り郵送でご提出ください。
提出先は次のとおりです。

〒640-8511 和歌山市七番丁23
和歌山市役所 商工振興課 あて
(封筒に「中小企業サポート補助金申請書在中」とご記載ください。)

申請・お問合せ先

和歌山市役所10階 商工振興課
電話 073-435-1233
FAX 073-435-1256
メール shoko@city.wakayama.lg.jp

詳細は、市のHP (ID:1035661)
をご覧ください。



和歌山市中小企業サポート補助金

